



江戸川区議会議員

きむらながと

木村長人

区議会レポート

無所属

第17号

発行・連絡先 / 木村長人事務所

〒134-0088 江戸川区西葛西 1-6-11-202

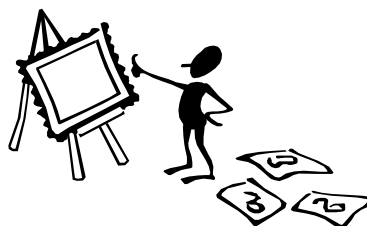
TEL/FAX 03-5675-5690

E-mail knagato@mu.j.biglobe.ne.jpURL <http://www5f.biglobe.ne.jp/~knagato-gikai/>

昨年末に発行した「区議会レポート第16号」の後半で、私は昨秋の決算特別委員会における「総括意見」を掲載いたしました。前回、記しましたとおり、決算特別委員会は8日間にわたり、一般会計から全特別会計の歳入・歳出すべての項目を審議する大型の委員会です。審議の過程で私は、総じて20個のテーマについて取り上げ、発言回数も50回以上にわたりました。しかし、紙面の制約から、臨場感のある審議のやり取りを載せることはできませんでした。代わりに、レポートの前号には、決算審議全体を概観できるまとめとしての「総括意見」のみを掲載したところです。

前号において、「掲載できなかった審議については、紙面に余裕があれば、次回以降のレポート等にも採録してみたい」と予告しておりましたので、今回は、決算審議の中から一つのテーマを選び、臨場感ある質疑応答のまま掲載してみたいと思います。あえて抄録形式にはせず、実際の審議のやり取りを再現いたしました。わずかに手を加えた部分があるとすれば、個人名などの固有名詞の伏字と、そのままではどうしても分かりにくい実際の話し言葉にありがちな「てにをは」の修正と略語の補足のみです。しかし、そうした補足修正もあえて最小限に留めました。多少の主語と述語の不一致などは、前後の意味が通るかぎりにおいて、手を加えずにそのままにしてあります。今回掲載する審議のテーマは一つだけですが、それでも、これだけでおよそ20分近いやりとりになります。（審議の実際を複数のテーマにわたって掲載するのは紙面の都合上、やはり困難です。）

なお、決算審議から約半年経過しておりますが、ここに取り上げたテーマは、区の抱える課題として依然残っており、継続的に取り組んでいかなければならない古くて新しい問題です。テーマは、区の職員採用のあり方に関するものです。以下、9月25日、決算委員会二日目の総務費についての審議におけるやり取りの実際です。



決算特別委員会レポート / 2008年9月議会における決算特別委員会

江戸川区の職員採用のあり方と課題について

木村 職員採用の話が出ておりました、N委員がおっしゃったことに戻るんですが、私も趣旨としては、N委員がおっしゃったことと同じなんですけれども、19年と20年の今回の採用に当たって、私は失敗であり、また課題が残ったという考え方をしております。もう少し経過のことから洗いたいんですけれども、19年度の正規職員の話をしていただきますが、50名の採用枠の募集をかけて、60名の内定者を出されたところ、ところが、17名の方が辞退して、実際に採用になったのは43名ということで、ここで職員が不足する事態になりました。この年度、定年退職の方が122名、それから、勧奨退職の方が40名、その他で18名と予想外に退職される方も多かったということで、こういった事情が相まって、新聞にも報じられた事態で、職員が足りないところを派遣の方で補うという事態になったということだと思います。さらにまだ話は続いて、その記事にあるのは、最初は3月16日あたりですか、時給が事務で900円から1,000円、図書館関係で800円から900円で募集をかけたけれども、この段階では契約した会社が結局のところ人間を集められなかったということで、契約不履行というか、実際には契約どおりにいかなかったことで白紙に戻ったということです。さらに今度は時給を上げて、別の2社にそれぞれ15名、16名に分けて採用をしていくということになって、落ちついてきているというお話があるようです。

ただ、あとの2社のほうに関しても、最初、契約したんだけれども、バタバタの中で契約書がすぐには成立していなかったというようなことも後でちらりと伺いましたが、まず、私としては、ここから何をどうとらえていって、二度とこういうことが起こらないようにしなきゃいけない、そういうことに関して当然、内部的には話が出ていると思うんですが、ちょっとこのあたりの状況をもう一度教えていただきたいと思います。

職員課長 今、二つのこととお話しいただいたかと思えます。一つずついきたいと思うんですけれども、採用の関係でございましてけれども、今、実際に人物重視とか、能力というものを一定レベル以上確保しておきたいとか、あるいは本人がいかに江戸川区の職員となって、区民の幸せの実現のために力を発揮するかという意欲、こういったものを見極めて採用に結びつけていきたいというふうなことで努力しているわけです。採用については、そのような形でやっていて、今年状況だけちょっとお話ししますと、先ほども言いましたように、今年採用は、実は96名の予定で募集をかけているんです。これを若干上回るぐらいの合格がある程度見込めるのではないかと、まだ早いですけれども、そんな感触を得ております。実際の応募も数も、例えばI類の事務でいきますと、1.6倍という数字が入ってきているんです。つまり、私どもは去年の前轍を踏まないということもありまして、ポスターとか説明会とか、あらゆる機会をとらえて、例えばある学校を訪問するとか、いろいろなブロックでやるとか、いろいろな説明会をしながら掘り起こしを図ったということで、おかげさまで1.6倍という数字が出てきております。

そのような形でやっているわけなんです、これと私どもは別に手をこまねいているわけではありませんが、定着対策をやりたいと思えますが、辞退者の発生は避けられません。避けられないということを言っちゃったらちょっとまずいと思えますが、どうしても一定数出てくるんですね。ですから、歩留りをどうやってとめるかという問題があるんだろうと思っております、例えば合格が出た段階で面接をやるんですが、面接が終わった段階で江戸川区らしい特徴ある施設を幾つ

かバスで訪問しながら、行政の裏方的な仕事も含めて、江戸川区の区政の動きについて現場で知っていただき、愛着を持ってもらう、やる気を高めてもらう、こんなようなことの定着対策をやっているというふうなことであります。したがって、一定数は確保できるだろうと思います。

それから、二点目の人材派遣のゴタゴタがあったというお話なんですが、私どもとしては、1月の段階で見極めまして、ただ、どうしても30名を超えるという規模ですから、ある特定の部署にしわ寄せがいてもいけませんし、全体的に受け入れの人材と仕事のマッチングの問題がありますので、各部長に集まっていただきまして、各部のほうとすり合わせを十分しながら、各部長はまた各課長とやりながら受け入れを図ってきたと。そのようにある日数が必要だったんですね。こうい



った日数の中で、契約関係については、若干齟齬（そご）が出てきたということがあります。実際には1社でやっていたやり方なものですから、なかなか人が集まらない。時給の問題もあったということなんですが、それで2社に切りかえたというふうな経過であります。

そこで失敗とかいろいろなことがあったというふうなことなんですが、私どもは別に失敗ということではなくて、そういった齟齬（そご）については反省しながら、適切な対応を図ってまいったというふうに思っているところでございます。

木村 まず先に二点目のほうから、派遣のほうの話なんですが、「失敗」という言葉を使う使わないかと言えば、私は「失敗」だととらえておるんですが、入札のあり方で誤った情報も入っているようですが、こういう記事が出るというのは区にとって不名誉な話で、決して好ましい記事ではありませんから。例えば派遣社員を募集されたことの正否というのはいろいろな議論はあるのかもしれませんが、まず最初の段階で31名、大量かもしれませんが、集まらなかったというのは、一つには、派遣の方に期待するのは、先ほどスキルが高いというのもありましたし、先ほどN委員もおっしゃっていた、4月の総務委員会のやりとりの中で副区長のほうからも御答弁ありましたが、即戦力になる方を期待しているということですから、果たして800円とか900円とか、実際には大体区内のコンビニでのバイトの時給に近い値なんですけど、十分な即戦力に期待する方として、私は適正を欠いていたのではないかと。官製ワーキングプアと揶揄（やゆ）されても仕方ないのかなという気はいたしております。

それで、正規職員のほうのお話、一点目のほうに戻るんですが、先ほどの答弁、区長の説明にもありましたし、委員会の中で副区長がおっしゃっていた中にも、これは斟酌（しんしゃく）しなきゃいけないのかなと思うのは、昔に比べると、公務員人気がここ数年下がってきている傾向があるということ、それから、景気によって民間に流れる、公務員に流れるというのは、年次によって差が出てきます、これは全国的な現象として。この趨勢を江戸川区がひとり叫んで変えろというのは、無理です。私が担当者だったとしても、これは無理です。そのことについては斟酌（しんしゃく）しないとイケないと思うんですが、それから、タワーホールで関心のある学生に対して説明会を開いたり、飯田橋で説明会をなさったのも存じ上げております。ただ、こういうような公務員志望の社会的動向があるということは頭に入れなきゃいけないと思いますし、それから、今の大学生の例をいうと、3年生の春から就職活動に動き出しちゃっていますね。私が学生をやっていた時代よりも大分事情も変わってきているわけです。

それから、あと、退職者の例についても、総務委員会でのやりとりで各会派から結構シビアな意

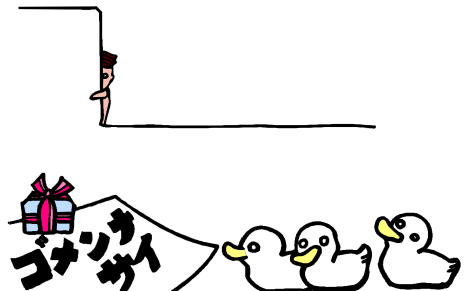
見も出ていて、「区の読みが甘いんだよ」といった意見もあったと思うんですが、私も、第三者から見れば読みが甘いと言われてもしょうがないと思います。これは職員課長個人がどうこうじゃなくて、たまたま人事という御担当の任にあられるから、ちょっとシビアなことを申し上げているんですが、人事の役割というのは、優秀な方を採用して、なおかつそれを適正な組織の中で配置するという役割があると思うんですね。努力は認めないわけではないんですけども、結果としてこれが実現できなかったというところについては、反省材料としていかなきゃいけないと思いますよ。

それで、一つ、そもそも論にもなってくるんですが、これは何度か区長の御答弁等のやりとりも聞いている中での話になってくるんですけども、独自採用という採用方式を江戸川区が採用して、もう35年になります。これは何年か前に読んだ本ですけども、早瀬圭一さんの『痛快ワンマン町づくり』を読んで、あそこの中に独自採用方式をノンフィクションで書いている項目があって、その中に副区長、それから、子ども家庭部長とか、あるいは鹿骨事務所長のことが載っています。副区長と子ども家庭部長は独自採用1期生ということで、副区長に至っては、なれそめのお話まで書かれていて、ほほえましく読んだ覚えがあるんですが、そういう意味では、当時、中里区長が、江戸川区を志望し、江戸川区でなければ嫌だという熱意のある人を採用したい、これは独自採用の恐らくいい面だと思うんです。だから、すべてこれがダメだということではないんですけども、独自採用されて、ここまで役所内で頑張ってきた方にとっては、大きな自負があると思います。ただ、独自採用することによって、実際には受験生側の中で、これは本当に今どきの学生の強かさというところもあるんですけども、「江戸川区志望ということをとにかく熱意を語って論じれば入りやすい」という噂みたいなものが出回っているというのも実際にはあるようです。「第1志望を偽装しちゃえば江戸川区に採用されやすいよ」ということです。

今の公務員試験受験生というのは、予備校に通って、対策も予備校で学んで、いろいろと強かになっていると思うんですけども、そういった中で組織として採用するときに、果たして35年間続けてきた独自採用というものを功罪両方含めてもう一度検証し直さなければいけないという時期にもあると思うんですね。倍率のことをおっしゃる向きもいろいろとあると思うんですが、倍率が高いのが受験生のレベルの高さを示すということには全くならないと思います。これは大学受験等の例を見ると明らかで、難しい学校だから倍率が高いということには全くならないのと同様で、母集団が人気の高いところに集まるという一つの指標にしかならないと思いますが、同時に辞退者が出ている、その数についても、これは無視できないと思うんですね。そのあたりも含めて、独自採用について、私は見直す時期に来ているのかなという気もするんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

区長 まず、前段の必要な職員が採用できなかったということは反省すべきことであろうということについては、そのとおりだと思います。ですから、どういう事情にあれ、必要な人間を確保できなかったということは、抗弁はできないと。そういうことの反省に立って今年度もやっている、ということなので、率直に認めたいと思います。

それから、独自採用は、理念として、入りたい企業に入るとか、入りたい役所に入るといっていただくということは当然のことだと思うんです。ですから、人事権が東京都から区に移ったときに、中里前区長はそのことを断行したということで、これは恐らく



他の区長たちもできればやりたいというふうに思った人はたくさんいたのではないかとこのように思うんです。しかし、相当なかけが必要だったんですね。やはりレベルを落とすわけにはいきませんから、共通の試験でやるということですから、江戸川区だけを志望した人が合格点数に至らなければ、結局採用できないという結果が出てくると、そういうことなものですから、それをあえてやったということは、うまくいったということなんですね。つまり、あるレベルの職員をすべて確保できたと、そういう結果が出たと。しかし、23区の中では、今でも江戸川区のようにやりたいと言っている区長はいるんですね。いるけれども、危ないと、そういうかけをしなきゃいけないということがあるんです。

ですから、私どもがずっとやってきて、そういう意味で、レベルに到達しないので必要な職員が採用できなかったということは、何十年の間に一回もなかったという経験を持っているわけなので、今後も続けていって大丈夫だというふうに思っているんですが、本来、区長たちの話の中でも、独立した区が、どこに回っていくのかわからないというような採用は本当ならやるべきでないという考え方をみんな持っているんです。ただできないというだけの話であって。ですから、これは私たちの一つの歴史的な財産ですから、私は可能な限り守っていきたいというふうに思っています。

それから、試験のあり方についても、私、区長会の会長としてはいろいろ人事委員会から相談も受けているんですけども、今おっしゃるような公務員になるための勉強をガリガリやった人だけしかいい点がとれないと、そういうようなことではない採用方式を考えよう。もっと人物の見きわめ方というのを、別の視点から求めていこう、そういう方向で今いろいろ実務に入っているんですけども、そういうこともあわせてやりながら、今日的な公務員像というものを確保していきたい、そういうことで努力しています。

木村 御答弁ありがとうございました。独自採用されるときに検討された48年当時の話は、ノンフィクション『痛快ワンマン町づくり』の中にもちらっと書いてありまして、区長会からも「よくそこまでやりましたね」というふうな、他区からのそんな話があったようなエピソードも書いてありました。この採用方式が欠点ばかりとか、もちろんそんなことは申し上げていなくて、先ほど言ったとおり、熱意、江戸川区ならではという方もいる、その部分は分かります。ただ、ここはちょっとかみ合いませんでしたけれども、功罪両方あるのではないのかなということで、再検討する作業も必要なのかなという、意見としてそれは申し上げました。



それから、特別区の人事委員会のほうがいろいろ採用試験の見直しをされているというのは、この間、『都政新報』にも載っていて、それを拝見しました。これも特色ある、個性のある人を採るという意味ではいいと思うんですが、論述式をなくして択一式にしていくというのは、私はちょっとどうなんだろうと。倍率を上げるには手っ取り早い方法かもしれませんが、これが果たしていいのかなというような感想を持ちました。

時間がありませんので、あともう一点、裁判員制度に伴う休暇の話に移りたいと思います。(今回の掲載はここまで)

2008年12月の本会議において、私は一般質問を行いました。以下、質問における区長および生活振興部長とのやりとりの抄録です

本会議レポート / 2008年12月議会における一般質問

江戸川区における地域ブランドの活用と商標権保護のための取り組み

<知的財産権をめぐる江戸川区の取り組み>

木村 昨今、知的財産権をめぐる議論を盛んに耳にするようになりました。2002年2月、政府は「知的財産立国」を国家戦略の一つとして掲げ、知的財産戦略本部を設置しました。司法の場においては、2005年4月に、知的財産関連の訴訟だけを専門に取り扱う高等裁判所が設置されました。こうした国の動きの背景には、政府が知的財産の創造とその権利保護の推進を国内産業の競争力強化において必要不可欠であると考え、知的財産を国家戦略の有効な資源の一つとして捉えるようになったことがあります。

知的財産権と一口に言っても、そこには文化的創造や表現を保護する著作権、発明技術を保護する特許権、工業デザインを保護する意匠権、業務上のブランド力を保護する商標権などがあります。商標権の場合、それが認められると、商品やサービスがそのブランドの本家本元であることがアピールされ、また当該国において商品やサービスにまつわる商標の独占的使用権が確保され、模倣品が市場に出回るのを排除することができるという大きなメリットがあります。

さて、こうした知的財産をめぐる社会状況の変化の下、多くの中小企業や個人事業主を抱える江戸川区においても、大小さまざまな技術やアイデアの開発が日々、行なわれています。区内の中小企業や個人事業主の中にも、自身のビジネスとの関連の中で知的財産権の問題について関心を持っている人は少なくないはずです。そうしたニーズに基づき、区内企業の持つ優れた技術や特許などを知的財産として活用、保護し、ライセンス契約のノウハウなどを情報提供するため、区では「知的財産活用セミナー」を毎年3月に開催しています。こうした取り組みは時宜を得たものであり、高く評価するとともに、今後も続けていただきたいと思えます。

しかし、せっかく開催しているセミナーですが、その開催方法には若干の改善が望まれます。「中小企業のための知的財産セミナー」から引き継がれ、ここ2年開催している「知的財産活用セミナー」ですが、開催日時はいずれも平日の昼間という、通常、現役の勤め人や個人事業主が日常業務に忙しく追われている時間帯です。セミナーを土日の開催にするなどの工夫はできないのでしょうか。考えをお聞かせ下さい。

生活振興部長 知的財産活用セミナーはビジネス講座として、16年度から、ぜひ区民の皆さんにも知的財産について知っていただきたいということで行なっています。年に一回開催しています。確かに夜の開催は一度だけで、どの日時がよいかということは、参加者のアンケートや産業界のアンケートなどをもとに日程調整してまいりたいと思えます。

<江戸川区の地域ブランド戦略>

木村 次に、地域ブランドについてです。

知的財産権をめぐる国の積極的な取り組みの中で、関連法の改正も行なわれてきました。例えば、

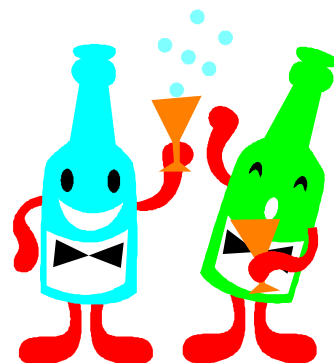
著作権法においては罰則規定に禁固刑が設けられ、また、商標法においては地域団体商標、つまり特産物など地域ブランドの登録が認められる改正が行なわれました。早速、「夕張メロン」「魚沼産コシヒカリ」などの著名な地域ブランドが商標として登録されました。区内には小松菜、金魚、江戸風鈴、吊りしのぶなど、十分に地域ブランドと呼びうる特産物があり、区としてもこれら農業、伝統産業、伝統工芸などのさらなる普及のため、「えどちゃん」「えど金ちゃん」などのキャラクターを考案し、それらを商標登録するとともに、地域ブランドづくりを支援しています。

また、それらとは異なる展開で、区ではいま新たに、えどがわ伝統工芸産学公プロジェクトから生まれた「edogawa³（えどがわきゅーぶ）」のブランドの普及にも取り組んでいます。このプロジェクトは先月、グッドデザイン賞も受賞し、ロゴを商標登録する予定と伺っています。「edogawa³」の洗練されたロゴとネーミングは個人的には高く評価しておりますし、「えどちゃん」「えど金ちゃん」などの個々の取り組みにも期待いたしております。しかし、キャラクターやイメージづくりなどのコーポレート・アイデンティティという視点に立てば、他の有効なアプローチもあるはずで、それは、組織の部門ごとに別個のキャラクターを提案するのではなく、統一されたイメージの創造という方法です。

杉並区は2006年、自治体の統一キャラクターをつくるべく、公募を行ない、「なみすけ」を考案しました。なみすけにはデザイン完成と同時にもちろん著作権が発生していますが、区では商標登録を行ない、なみすけを有用な知的財産と位置づけました。杉並区はキャラクターをさまざまところに登場させ、ぬいぐるみ、携帯ストラップなどを製作、宣伝することでコンテンツの価値を持たせ、製品の販売によってライセンス事業の展開を図っています。現在は、役所内の売店においてそれらを販売するほか、なみすけのケーキやデコメールが民間のライセンシーつまり許諾権利用者により製品化されており、区はライセンス料を事業収入として得ています。

キャラクターデザインの優劣はここでは問題ではありません。注目すべきは、統一キャラクターの創出とそのライセンス事業化という方法です。キャラクターの統一化の最大のメリットは、分野ごとのバラバラのキャラクターに比べ、1つの個体に絞られることで露出度がより多くなり、それゆえキャラクターの認知度が容易に高くなるという点です。区でもこうした統一キャラクターの創出とそれによるライセンス事業展開を考えてもよいと思いますが、いかがでしょうか。

生活振興部長 統一キャラクターの創設、また、杉並区のなみすけのような事例はどうだろうかというライセンス事業の民間委託についてですが、江戸川区では江戸ちゃんなどを商標登録していますが、今のところ私どもとしては、これらをより広く使っていき、あまりそれで財源を得るといったことは考えていません。江戸ちゃんをより広く知っていただくことで、江戸川区の小松菜をブランドとして知っていただく、金魚を知っていただく、そういう形でいこうと考えています。



＜商標権の国際登録をめぐる問題と区の対応＞

木村 商標権の国際登録についてです。

インターネットの普及と経済活動のグローバル化によって、街の中小企業や個人事業主レベルにおいても商品やサービスの流通を国内のみならず海外においても展開しているケースが珍しくなくなりました。こうした状況においては、商標の国際登録が非常に重要となってきます。

商標権の登録制度においては、先にブランドの登録申請を行なったものに商標権を認める先願主義という考えが世界の主流となっています。しかし、この先願主義は逆に言えば、あるブランドを先に確立し流通させていたとしても、きちんと当該国においてそのブランドの登録申請を行なっていなければ、自分のブランドが本家本元であるということが、その国では法的には何ら保障されているわけではないということを意味します。

ですから、第三者に抜け駆け登録をされた場合、その抜け駆け登録の模倣ブランドが、理不尽にも「本物」となってしまい、本家本元のブランド商品を海外市場において展開させようというとき、本物が当該国により第三者の商標権を侵害する「模倣品」と判断され、輸入及び販売差し止めの措置を受けることになります。

ここで指摘できるのが、昨今の中国や台湾において実際に起きている、我が国の自治体名、地域団体商標、商業ブランド名などを第三者が当人の知らぬ間に抜け駆け登録する、いわゆる冒認出願の問題です。これは一つには、中国・台湾と日本が漢字を共有している文化圏であるという事実、第二に、両国・地域、特に中国について言えば、その巨大なマーケット規模にもかかわらず、いまだに知的財産権に対する意識が希薄で、多くの模倣品やコピー商品が平然と流通している経済圏であるという事情から発生しています。ジェトロによると現在、「愛知」「千葉」「京都」「長野」「岐阜」など19の都道府県名が中国商標局で登録されているということです。地域団体商標においては、今年9月、岩手県の伝統工芸である「南部鉄（鐵）器」が第三者によって中国商標局に抜け駆け申請されていることが発覚しました。400年の歴史を持つ南部鉄器はすでに中国への輸出、流通実績もありますが、もしここで第三者からの冒認出願によって商標権が認められた場合、岩手の本物の南部鉄器が商標権の侵害により輸入、販売の差し止めを受ける可能性も出てきます。冒認出願を行なう第三者のモラルを問うことは簡単ですが、自らのブランドの海外への輸出実績と先の展開を考え、商標権の国際登録を怠ってきた当事者の脇の甘さも指摘しないわけにはいきません。

中国・台湾における、こうした冒認出願の問題をめぐって、今年8月、特許庁国際課が啓発と対策の文書を出し、中国と台湾における商標法制度の概要説明、登録商標の検索方法、異議申し立てや法的対抗措置の方法などをリーフレットや報告書にまとめ、頒布しています。

実際に、私も中国商標局および台湾智慧財産局のサイトにアクセスし、適宜、中国語翻訳ソフトを利用しながら、両国・地域において「江戸川」が商標登録されているかどうか調べてみました。



本会議場での一般質問

結果は、中国において3つの「江戸川」ブランドがすでに申請、登録され、台湾でも1つの「江戸川」の図柄が登録されていました。中国の3つの登録のうち、2つは現地の有限会社が登録しているものであり、残る一つは、都内在住の日本人個人によって、この9月に登録申請されたばかりのものでした。台湾で登録されている「江戸川」は現地の個人によって申請されたもののようです。

中国・台湾の商標法においては、申請した日つまり公告日から3ヵ月の登録査定期間がおかれ、この間は第三者が異議申し立てをすることのできる貴重な期間でもあります。公告日から3ヵ月がたち、商標権が認可されると来る10年間はその権利が有効なものとなり、以後は何度でも更新が可能となります。いったん、商標権が認められたあとでは、当該ブランドに対し商標権の取り消しを求め、法的対抗措置をとっていくこととなりますが、それには、自国の地名やブランドが、中国や台湾でも広く知られたものであることを大量の資料で証明しなければならないなど、かなりの作業を要すると言われてしています。

今や中国は、日本にとってアメリカを上回る最大の貿易相手国です。もはや中国を無視して日本が経済活動を展開していくことは考えにくいと言えます。私たちは、地域の産業振興と意識啓発のためにも、知的財産を貴重な資源と捉え直し、適切に管理していく必要があります。

このように見てくると、中国・台湾における冒認出願に対する策として、自ら事前に商標登録を行なう防衛的出願という方法が視野に入ってきます。先の中国商標局に登録されている都道府県名のうち、「岐阜」は岐阜県が自衛策として自ら登録したものです。実際、中国商標局のサイトで調べてみると、岐阜県の財団法人産業文化振興事業団が上海の商標登録事務所を通じて2006年に登録申請したものであることが分かります。商標登録が先願主義であること、中国がもはや各地の産業にとって無視できない大きな経済圏であること、そうした点を考慮し、商標権をめぐる防衛的な出願という対策がとられるべきと考えます。区においては「江戸川」という地名をめぐる商標権の防衛的出願をしてはいかがでしょうか。

商標登録の申請手続きを行なう場合、現在登録されている商標についてその最新情報をチェックすることが必要となります。これを商標調査と言います。この商標調査は、登録時のみならず、登録後においても常に必要な作業と言えます。この調査の実施により、第三者から冒認出願が行なわれていないかを発見することができます。「南部鉄器」のような事例も、商標調査によって把握することが可能となります。第三者からの偶然の情報提供だけが頼りというのでは、あまりに無防備すぎます。区は、地名、地域団体商標、地元関連の商業ブランド名をめぐる商標調査を、定期的に、具体的に言えば、公告期間である3ヵ月よりも短い周期で実施すべきであると思います。区長の考えをお聞かせください。

区長 昨今、知的財産あるいは商標権等についての話題が多いところでございます。率直に、木村議員からの専門的なご指摘をいただきまして大変ありがたく思っております。私たちも十分にこれから研究してまいりたいと考えております。

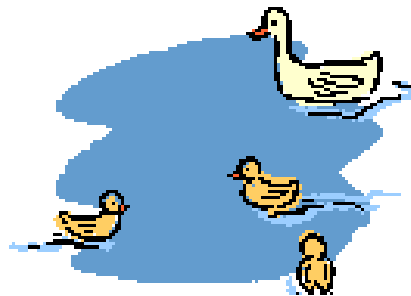
木村 漠然としたお話ではなく、具体的な質問項目に関してお答え下さい。

生活振興部長 漢字圏での「江戸川」という文言の防衛的出願ですが、確かに最近、新聞やマスコミ等で、ご指摘の「南部鉄器」の話が出ておりました。区内では、例えば、F氏の吊りしのぶがございまして、これが、「〇〇吊りしのぶ」などと海外で先に商標登録されたら、終わりでございます。ですので、これから私どももこうした課題について問題意識を持ち、勉強してまいりたいと考えています。

木村 具体的な質問を投げかけていたはずですが、十分な答ではありません。もういいです。内容的な事柄は、こちらで補足します。

防衛的出願を考えると、その費用対効果についても言及しておくべきでしょう。特許庁に確認をとったところ、中国における商標登録の出願料は現在、1000 元およそ 1 万 4000 円、同じく更新料は 2000 元およそ 2 万 8000 円で、手続きの代理を依頼する弁理士事務所への手数料はケースバイケースですが、だいたい数万円程度ようです。台湾においては、出願料 3000 台湾ドルおよそ 9000 円、更新料 4000 台湾ドルおよそ 1 万 2000 円となっています。知的財産権の正当性を法的に保障し、将来的なライセンス事業の可能性をあらかじめ確保しておくことを考えれば、決して費用対効果の点でも無駄な対策ではないと考えます。

区には、今後きちんとした研究と対策を進めていただきたいと思います。終わります。



木村長人プロフィール

— 略歴 —

- 1964 年（昭和 39 年）千葉県 生まれ
- 中央大学法学部政治学科 卒業
- 早稲田大学第一文学部哲学科哲学専修 卒業
- 米国ジョージタウン大学国際関係学部 留学
- 東京大学大学院学際情報学府修士課程 修了
- 安田火災海上保険株式会社（現・損保ジャパン）入社
- 米国下院議員タッカー事務所 インターン
- 衆議院議員田中甲事務所 秘書
- 江戸川区議会議員（現在、3 期目）
- 江戸川区ダンススポーツ連盟 会長
江戸川区空手道連盟 常任顧問
江戸川トライアスロン連合 副会長
日本バトントワリング協会 理事

— 議会での役職 —

- 文教委員会 委員
- 街づくり・防災特別委員会 委員

☆この区議会レポートで取り上げる内容については、発行・頒布あるいは紙面編集の都合上、時期的に相前後する場合があります。